

## 令和 4 年地方分権改革に関する提案募集に係る

## 全事項に共通して国に対処を求める意見

## 全 国 市 長 会

- ・ 事務・権限の移譲対象を具体的に国が決定する段階では、工程表などの手順・スケジュールや具体的な人員・財源措置を示すこと。
- ・ 財源については、市に移譲された事務・権限の実施にあたり財源（人件費相当額を含む。）の不足が生じないように、必要総枠を確保し、国・都道府県から市に財源移譲すること。
- ・ 人員については、技術や専門性を有する人材を育成・確保するため、研修や職員派遣など必要な支援を行うこと。
- ・ 事務・権限の移譲を円滑に進めるため、マニュアルの整備や技術的助言など必要な支援を行うこと。
- ・ 計画の策定等については、「骨太の方針 2022」に記載された原則を遵守し、都市自治体が進める主体的な取組を阻害することのないよう、計画策定等を規定する法令の見直し、計画の記載事項や策定手続の簡素化、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを進めること。

令和4年8月22日

### 全国市長会意見 重点事項の内訳

重点の全体像	重点事項 提案数	全国市長会の意見	都市行政対象外事項
		提案の実現に向けて検討を求める ※( )は、特に意見を付した項目件数	
1. デジタルの活用	14	13 (1)	1
2. 子どもを産み育てやすい社会の実現	15	15 (0)	0
3. 社会保障制度の基盤強化	4	4 (2)	0
4. その他行政手続きの効率化	10	10 (2)	0
5. 計画策定等に関する見直し	67	57 (4)	10
合計	110	99 (9)	11

## 1 デジタルの活用

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
38	北広島市、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、新潟県 <b>重点1</b>	北海道、室蘭市、北見市、網走市、江別市、赤平市、深川市、伊達市、別海町、森町、青森県、岩手県、花巻市、遠野市、紫波町、山形県、いわき市、茨城県、八王子市、十日町市、富山県、石川県、福井市、名古屋市、豊橋市、豊田市、常滑市、大阪府、枚方市、柏原市、兵庫県、加古川市、南部町、出雲市、山口県、周防大島町、さぬき市、愛媛県、宇和島市、八幡浜市、愛南町、熊本市、都城市、西都市、門川町	登記所から都道府県に直接通知されることとされた登記の情報への固定資産評価額及び建築年月日情報の追加	—
42	山口市 <b>重点2</b>	館林市、浜松市、鹿児島市	土地所有者探索等のための住民基本台帳ネットワークシステムの利用範囲拡大	—
125	福井市、福井県 <b>重点2</b>	花巻市、秋田県、渋川市、新潟県、金沢市、長野県、可児市、下呂市、滋賀県、枚方市、広島市、熊本市	林地台帳の作成・更新に関する事務について住民基本台帳ネットワークシステムを利用可能とする見直し	—
97	新潟県、岐阜県 <b>重点3</b>	宮城県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、山梨県、長野県、京都府、兵庫県、岡山県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	オンラインによる管理栄養士免許関連手続に係る都道府県経由事務の廃止	—
113	関西広域連合 <b>重点3</b>	茨城県、川崎市、広島市、高知県、那覇市	調理師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	—

## 1 デジタルの活用

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
114	関西広域連合 <b>重点3</b>	茨城県、高崎市、川崎市、広島市、福岡県、那覇市	製菓衛生師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	—
115	関西広域連合 <b>重点3</b>	宮城県、茨城県、埼玉県、愛知県	全国通訳案内士登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	—
116	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 <b>重点3</b>	茨城県、群馬県、高崎市、大阪府、高知県、大分県、沖縄県、那覇市	クリーニング師免許関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	—
117	関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県 <b>重点3</b>	宮城県、滋賀県、山口県、高知県、大分県、沖縄県、那覇市	登録販売者登録関係手続に係る「国家資格等情報連携・活用システム(仮称)」の活用	—
118	熊本市、船橋市、長崎市 <b>重点4</b>	札幌市、宮城県、仙台市、山形市、前橋市、高崎市、相模原市、長野県、豊橋市、半田市、草津市、枚方市、加古川市、笠岡市、山口市、高知県、大村市、大分県、宮崎県	障害支援区分認定調査のオンライン化	提案の実現に向けて、早急な課題の把握と対応の検討が必要であるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。

## 1 デジタルの活用

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
127	大阪府、福島県、栃木県、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 <b>重点5</b>	北海道、仙台市、山形県、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、練馬区、川崎市、長野県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、寝屋川市、島根県、岡山県、広島市、下関市、松山市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県	指定介護機関について介護保険法に基づく名称等の変更等の届出があった場合に生活保護法に基づく届出があったものとみなす等	—
128	大阪府、滋賀県、京都府、京都市、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 <b>重点5</b>	北海道、郡山市、茨城県、高崎市、千葉市、練馬区、川崎市、長野県、名古屋市、豊橋市、滋賀県、大阪市、寝屋川市、岡山県、広島市、下関市、松山市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県	指定介護機関について介護保険法に規定する介護機関でなくなったこと等をもって指定取消等を可能とすること	—
171	川西市、兵庫県 <b>重点6</b>	札幌市、花巻市、いわき市、ひたちなか市、八王子市、高岡市、長野県、可児市、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、高知県、大村市、熊本市、宮崎県、延岡市	セーフティネット保証及び危機関連保証の事務手続のオンライン化	—
288	大府市 <b>重点6</b>	いわき市、八王子市、岐南町、浜松市、豊橋市、山陽小野田市、大村市、宮崎市、延岡市	セーフティネット保証制度に係る認定機関の拡充	—

## 2 子どもを産み育てやすい社会の実現

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
193	指定都市市長会 <b>重点7</b>	札幌市、宮城県、千葉県、千葉県、川崎市、滋賀県、島根県、広島市	認定こども園の認可・認定における都道府県知事との事前協議を廃止すること	—
231	浜松市 <b>重点7</b>	高崎市、川崎市、相模原市、滋賀県、徳島県、高知県、熊本市	保育関係施設・事業の変更届出事項を当該事業の認可等の権限を有する者が条例等で定めることができるようにすること	—
232	浜松市 <b>重点7</b>	札幌市、岩手県、宮城県、八王子市、川崎市、相模原市、静岡県、豊田市、滋賀県、広島市、徳島県	認定こども園施設整備交付金を間接補助から直接補助に変更すること	—
204	利府町、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、柴田町、川崎町、丸森町、山元町、松島町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、女川町、大府市 <b>重点8</b>	札幌市、ひたちなか市、前橋市、富津市、新宿区、相模原市、長野県、愛知県、半田市、小牧市、伊勢市、滋賀県、京都市、防府市、山陽小野田市、高松市、福岡県、佐世保市、熊本市、別府市	公務員への児童手当の支給事務を居住地の市町村長が行うこと	—

### 3 社会保障制度の基盤強化

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
1	さいたま市 <b>重点10</b>	宮城県、仙台市、春日部市、入間市、富士見市、江戸川区、三鷹市、相模原市、平塚市、海老名市、浜松市、草津市、大阪市、高松市、熊本市、大分県、沖縄県	介護予防支援に係る民間法人の参入	提案の実現を求めるものであるが、地域包括支援センターについては年々業務負担が増加しており、介護報酬の見直しや業務負担が軽減するような取り組みの推進を図るべきとの意見が寄せられているため、配慮していただきたい。
19	宮城県後期高齢者医療広域連合、宮城県、仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、柴田町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、利府町、大和町、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、南三陸町、豊川市、豊田市 <b>重点11</b>	多賀城市、つくば市、ひたちなか市、伊勢崎市、所沢市、千葉市、江東区、神奈川県、相模原市、平塚市、海老名市、新発田市、山梨県、飯田市、岐阜市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、名古屋市、豊橋市、半田市、豊田市、京都市、寝屋川市、兵庫県、加古川市、広島市、萩市、松山市、長崎市、大村市、熊本市	後期高齢者医療制度における高額介護合算療養費申請の簡略化	窓口業務における負担軽減を図るため、提案の実現を求める。
192	指定都市市長会 <b>重点11</b>	北海道、岩見沢市、須賀川市、ひたちなか市、伊勢崎市、千葉市、神奈川県、新発田市、飯田市、大垣市、浜松市、三島市、磐田市、豊橋市、半田市、京都市、亀岡市、城陽市、大阪市、兵庫県、萩市、長崎市、大村市	高額介護合算療養費・高額医療合算介護サービス費における支給申請手続きの簡素化	—
79	山都町 <b>重点12</b>	別海町、千葉県、柏崎市、長野県、浜松市、京都府、高知県	介護保険制度における、中山間地域に係る訪問介護サービスの算定基準において、移動時間が適正に取り扱われるような介護報酬単価の見直し等	—

#### 4 その他行政手続の効率化

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
81	砥部町、松山市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、東温市、上島町、松前町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町  <b>重点13</b>	伊勢崎市、練馬区、三島市、豊橋市、京都市、兵庫県、広島市	公簿等により生活保護の開始を確認した際の国民健康保険の資格喪失に係る本人届出の省略を可能とすること	事務負担軽減が期待できるとの意見が寄せられているため、提案の実現を求める。
15	松山市、今治市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、内子町、伊方町、松野町  <b>重点14</b>	宮城県、郡山市、水戸市、日立市、小山市、橘川市、富士見市、千葉市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、枚方市、八尾市、寝屋川市、西宮市、和歌山市、倉敷市、吉野川市、高知県、大牟田市、熊本市、宮崎市	マイナンバーカード更新時にカードの郵送受取を可能とすること	今後、更新事務が急激に拡大することも想定されるところであり、市区町村窓口での対面によらない更新手続きの導入も含めマイナンバーカードの利便性向上に向けて引き続き幅広く検討していただきたい。
90	徳島県、香川県、愛媛県、高知県  <b>重点14</b>	宮城県、郡山市、川越市、富士見市、八王子市、山梨県、静岡県、半田市、八尾市、富田林市、寝屋川市、姫路市、西宮市、奈良県、岡山県、鳴門市、小松島市、吉野川市、美馬市、大牟田市、久留米市、宮崎県	マイナンバーカード交付事務において、委託事業者による本人確認を可能とすること	—
246	特別区長会、龍ヶ崎市、大磯町、豊田市、砥部町、佐世保市、宮崎市  <b>重点14</b>	宮城県、郡山市、水戸市、ひたちなか市、小山市、川越市、橘川市、富士見市、柏市、八王子市、金沢市、半田市、豊中市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、吉野川市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県	電子証明書の更新及びマイナンバーカードに係る各種パスワードの初期化・再設定手続の非対面化	—



#### 4 その他行政手続の効率化

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
280	宮崎市 <b>重点14</b>	宮城県、郡山市、水戸市、小山市、桶川市、富士見市、柏市、八王子市、柏崎市、金沢市、山梨県、半田市、豊中市、枚方市、八尾市、富田林市、寝屋川市、西宮市、倉敷市、今治市、高知県、大牟田市、久留米市、熊本市、宮崎県、延岡市	市区町村窓口等を介さないマイナンバーカード更新手続の実現	—
16	今治市 <b>重点15</b>	さいたま市、千葉市、川崎市、高岡市、金沢市、長野県、松本市、京都府、京都市、大阪市、奈良県、鳥取県、広島市、徳島県、八幡浜市、長崎県、宮崎市、鹿児島市	建築基準適合判定資格者検定の受検資格の見直し	—
27	長崎県、宮城県、福島県、新潟県、九州地方知事会 <b>重点16</b>	札幌市、青森県、花巻市、小山市、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、愛知県、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、福岡県、熊本市、宮崎県、延岡市	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	—
86	宮城県、岩手県、仙台市、石巻市、柴田町、山形県、福島県、新潟県、広島県、長崎県、九州地方知事会 <b>重点16</b>	札幌市、青森県、船橋市、八王子市、相模原市、三条市、金沢市、長野県、可児市、浜松市、愛知県、豊橋市、堺市、兵庫県、岡山県、高知県、熊本市、宮崎県、延岡市	大規模小売店舗立地法における法人代表者の氏名変更に係る届出の廃止	—
89	徳島県、所沢市、京都府、京都市、堺市、神戸市、高知市、関西広域連合 <b>重点17</b>	秋田県、荒川区、長野県、広島市、徳島市、鳴門市、吉野川市、美馬市、海陽町、高松市、熊本市	会計年度任用職員に勤勉手当が支給できる制度の確立	—

#### 4 その他行政手続の効率化

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
245	特別区長会 <b>重点18</b>	ひたちなか市、さいたま市、三鷹市、長野県、名古屋市、京都市、兵庫県、広島市、大村市	シェアサイクルポートを都市公園法における公園施設として位置づけるための制度の整備	—

## 5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
2	鳥取県、滋賀県、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県 <b>重点19</b>	宮城県、栃木県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県	過疎地域持続的発展方針の廃止等	—
14	高山市 <b>重点19</b>	宮城県、長野県、京都市	過疎地域持続的発展市町村計画の策定等に係る議会の議決手続の見直し	—
166	兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合 <b>重点19</b>	宮城県、栃木県、新潟県、山梨県、長野県、滋賀県、京都市、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県	過疎地域持続的発展方針と過疎地域持続的発展都道府県計画の一体的策定	—
3	鳥取県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合 <b>重点20</b>	宮城県、仙台市、富谷市、川崎市、豊橋市、滋賀県、岡山県、高知県、高知市、熊本市、大分県、宮崎県	地域公共交通利便増進実施計画に係る軽微な変更に係る手続きの簡素化	—
263	神戸市 <b>重点20</b>	宮城県、仙台市、富谷市、郡山市、さいたま市、川崎市、豊橋市、小野市、山陽小野田市、高松市、高知県、高知市、久留米市、大村市、熊本市、宮崎県	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の申請における運行系統毎の事業計画の提出義務を廃止すること等	—
4	鳥取県、兵庫県、全国知事会 <b>重点21</b>	—	建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する都道府県計画の廃止	—

## 5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
5	鳥取県、兵庫県、和歌山県、全国知事会 <b>重点22</b>	宮城県、岡山県、福岡県	総合保養地域整備基本構想に関する主務大臣協議の廃止等	—
6	鳥取県、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、徳島県、全国知事会、中国地方知事会 <b>重点23</b>	宮城県、千葉県、浜松市、高知県、福岡県、熊本市、大分県	地震防災緊急事業五箇年計画を他計画での代替を可能とすること	—
170	全国知事会、滋賀県、京都市、大阪府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、徳島県、関西広域連合 <b>重点23</b>	宮城県、千葉県、浜松市、徳島県、高知県、福岡県、熊本市、大分県、宮崎県	地震防災緊急事業五箇年計画の策定手続及び進捗管理の簡素化	—
8	島根県 <b>重点24</b>	宮城県、清瀬市、豊橋市、宮崎県	策定が義務付けられている環境関係計画及び方針の一本化等	—
58	香川県、徳島県、愛媛県、高知県 <b>重点25</b>	宮城県、鳥取県、岡山県、山口県、高松市、宮崎県	地方版図柄入りナンバープレートの普及促進計画及び普及促進活動報告並びに寄付金の活用方針等の提出の義務付けの廃止	—
72	広島市 <b>重点26</b>	宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市	公共施設等総合管理計画の見直し時期の弾力化	—

## 5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
269	神戸市 <b>重点26</b>	宮城県、ひたちなか市、高崎市、川崎市、相模原市、田原市、滋賀県、京都市、城陽市、山口県、高松市、大村市、熊本市、鹿児島市	公共施設等総合管理計画の簡素化及び記載事項の見直し	—
102	新潟県、群馬県 <b>重点27</b>	宮城県、神奈川県、川崎市	都道府県介護保険事業支援計画に係る計画期間の延長	提案の実現を求めるものであるが、市町村の県補助金等の歳入への影響や事務負担への影響に対して懸念を示した自治体があるため、その点については配慮していただきたい。
103	新潟県 <b>重点28</b>	宮城県、秋田県、埼玉県、徳島県、宮城県	「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」の施行に伴う「有機農業の推進に関する法律」に基づく「推進計画」の整理	—
130	広島県、全国知事会 <b>重点29</b>	伊勢崎市、長野県、兵庫県、奈良県、岡山県、長崎県、宮城県	土地利用基本計画の策定義務の廃止	—
179	千葉県、長野県、高知県 <b>重点29</b>	宮城県、城陽市、兵庫県、岡山県、福岡県、長崎県	国土利用計画法に定める土地利用基本計画の変更手続について、個別規制法に基づく土地利用規制変更に伴い「計画図」を変更する場合には審議会への意見聴取を不要とすること	—
131	広島県、宮城県、全国知事会、中国地方知事会 <b>重点30</b>	仙台市、豊橋市、岡山県、宮城県	日本語教育推進に関する地方公共団体の基本的な方針の廃止	—

## 5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
133	広島県、広島市、全国知事会 <b>重点31</b>	長野県、高知県、大分県、宮崎県	都道府県障害福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	—
134	広島県、広島市、全国知事会 <b>重点31</b>	長野県、高知県、大分県、宮崎県	都道府県障害児福祉計画の策定義務の廃止及び他の上位計画等の策定により代替可能とすること	—
135	広島県、宮城県、広島市、全国知事会 <b>重点32</b>	長野県、京都府	家畜排せつ物利用促進都道府県計画の策定につき他の上位計画等の策定により代替可能とすること	—
136	広島県、宮城県、広島市、全国知事会 <b>重点33</b>	長野県、京都府、沖縄県	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	—
167	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、明石市、洲本市、三田市、たつの市、新温泉町、和歌山県、徳島県、関西広域連合 <b>重点33</b>	宮城県、白鷹町、長野県、鳥取県、山口県、熊本市、沖縄県	酪農・肉用牛生産近代化都道府県計画の記載内容及び策定手続の簡素化	—
137	広島県、全国知事会 <b>重点34</b>	茨城県、寝屋川市、高知県、五島市	地方スポーツ推進計画の廃止	—

## 5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
138	広島県、愛媛県、全国知事会 <b>重点35</b>	—	瀬戸内海環境保全府県計画の策定に係る他の計画との一体的策定	—
139	広島県、愛媛県、全国知事会 <b>重点35</b>	—	瀬戸内海指定物質削減指導方針の策定に係る他の計画との一体的策定	—
140	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会 <b>重点36</b>	札幌市、ひたちなか市、栃木県、八王子市、清瀬市、新潟市、静岡県、豊橋市、鳥取県、島根県、浜田市、徳島県、佐賀市、熊本市、宮崎県	地方公共団体温室効果ガス排出削減等実行計画の策定に係る負担軽減	—
252	神戸市 <b>重点36</b>	花巻市、八王子市、清瀬市、新潟市、瑞穂市、豊橋市、宇和島市、佐賀市、大村市、熊本市、大分県、鹿児島市	地球温暖化対策実行計画及び気候変動適応計画の市町村による策定義務の廃止と都道府県計画の充実	提案の実現を求めるものであるが、都道府県レベルにおいて各自治体の実情を総合的に勘案した目標を設定し、市町村が実施できる施策を地域課題に応じて展開すべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
141	広島県、宮城県、広島市、愛媛県、中国地方知事会 <b>重点37</b>	栃木県、千葉県、京都府、京都市、大阪府、奈良県、徳島県、大分県	新型インフルエンザ等対策都道府県行動計画の軽微な改定に係る手続きの簡素化	—
165	兵庫県、滋賀県、京都府、堺市、神戸市、徳島県、関西広域連合 <b>重点38</b>	北海道、宮城県、富谷市、川崎市、相模原市、新潟県、新発田市、稲沢市、京都市、城陽市、高松市、今治市、長崎県、大村市、熊本市、大分県、宮崎県、延岡市	地方創生推進交付金事業実施計画の軽微な変更に係る報告事務の廃止	—

## 5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
173	京都市 <b>重点39</b>	宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、寝屋川市、広島市、福岡県、熊本市、大分県、那覇市	都道府県等食品衛生監視指導計画の計画期間の見直し	—
258	神戸市 <b>重点39</b>	宮城県、水戸市、千代田区、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、寝屋川市、広島市、福岡県、那覇市	食品衛生監視指導計画の弾力化及び毎年度の策定を不要とし策定後の国への報告を省略可能とすること	—
185	山形県、宮城県 <b>重点40</b>	神奈川県、長野県、山陽小野田市、大分県	公立大学法人の業務負担の軽減による教育の質の向上や地域貢献に向けた取組の活性化	—
194	指定都市市長会 <b>重点41</b>	いわき市、千葉市、川崎市、京都市、広島市	登録基準の強化・緩和にかかる市町村賃貸住宅供給促進計画の策定廃止	—
195	指定都市市長会 <b>重点42</b>	いわき市、千葉市、川崎市、豊田市、京都市、広島市	サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の強化・緩和に係る高齢者居住安定確保計画の策定廃止	—
198	指定都市市長会 <b>重点43</b>	千葉市、川崎市、佐久市、浜松市、豊田市、京都市、西宮市、山陽小野田市、嘉麻市、大分県	空家等対策計画及び事業実施計画の廃止又は事業実施計画の策定のみを空き家対策総合支援事業の申請要件とすること	積極的な提案の実現を強く求める。



## 5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
199	指定都市市長会 <b>重点44</b>	札幌市、花巻市、宮城県、白鷹町、千葉市、川崎市、長野県、松本市、豊橋市、田原市、伊勢市、八幡市、防府市、徳島県、高松市、宇和島市、大村市	農業委員会等に関する法律第7条第1項に基づき農業委員会が定めた指針に基づく最適化活動の成果目標及び活動目標を地域の実情に応じて設定できるようにすること等	—
202	岐阜県、高知県 <b>重点45</b>	宮城県、白鷹町、群馬県、川崎市、長野県、関ヶ原町、静岡県、豊橋市、兵庫県、徳島県、宮崎県	農用地利用配分計画・農用地利用集積等促進計画に係る都道府県知事の認可に係る事務負担の軽減	—
220	群馬県 <b>重点46</b>	ひたちなか市、前橋市、伊勢崎市、館林市	工業団地造成事業に関する都市計画及び事業計画の変更に関する規制緩和	—
221	群馬県 <b>重点46</b>	ひたちなか市、前橋市、館林市	工業団地造成事業による造成工場敷地の譲受人の資格要件の緩和	—
239	長野県 <b>重点47</b>	宮城県	豪雪地帯安全確保緊急対策交付金事業の実施に必要とされている豪雪地帯安全確保事業計画の作成を不要とする見直し	—
240	長野県、愛知県 <b>重点48</b>	高崎市、京都市、熊本市	子ども読書活動推進計画の上位計画への統合を可能とすること	—

## 5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
253	神戸市 <b>重点49</b>	花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、清瀬市、相模原市、静岡県、静岡県、浜松市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市	一般廃棄物処理計画における記載項目の見直し及び策定手続の簡素化	—
254	神戸市 <b>重点50</b>	花巻市、宮城県、ひたちなか市、高崎市、千葉市、清瀬市、瑞穂市、静岡県、静岡県、小牧市、稲沢市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、熊本市、鹿児島市	分別収集計画における記載事項の簡素化による計画の廃止	—
255	神戸市 <b>重点51</b>	青森県、花巻市、富谷市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、清瀬市、川崎市、相模原市、瑞穂市、静岡県、豊橋市、田原市、広島市、高松市、宇和島市、五島市、熊本市	循環型社会形成推進地域計画における記載事項の簡素化	—
256	神戸市 <b>重点52</b>	宮城県、郡山市、ひたちなか市、川崎市、相模原市、富士市、小牧市、岡山県、広島市、宇和島市、嘉麻市	交通安全計画の市町村に対する策定努力義務規定の廃止	—
257	神戸市 <b>重点53</b>	盛岡市、浜松市、京都市、徳島市、大分県	市町村食育推進計画の策定状況報告の廃止	—
259	神戸市 <b>重点54</b>	前橋市、千葉市、川崎市、相模原市、長野県、京都府、京都市、熊本市、沖縄県	結核対策特別促進事業実施計画策定に係る記載事項の簡素化	—

## 5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
260	神戸市 <b>重点55</b>	茨木市、寝屋川市、長崎県、熊本市	耐震改修促進計画を廃止し、同計画の策定を社会資本整備総合交付金の要件としないこと	—
261	神戸市 <b>重点56</b>	いわき市、千葉市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、熊本市	マンション管理適正化推進計画の策定廃止	—
262	神戸市 <b>重点57</b>	宮城県、仙台市、相模原市、浜松市、山口県	中核的民間国際交流組織の地域国際化協会認定にあたり、地域国際交流推進大綱への位置づけを不要とすること	—
264	神戸市 <b>重点58</b>	伊勢崎市、相模原市、長野県、稲沢市、堺市、広島市	立地適正化計画及び総合交通戦略の趣旨を都市計画マスタープランに統合するとともに、同計画による補助金等制度の運用を可能とすること	—
265	神戸市 <b>重点59</b>	伊勢崎市、相模原市、稲沢市、堺市、広島市	自治体において独自に策定している防災に関する計画を立地適正化計画における防災指針とみなすこと	—
266	神戸市 <b>重点60</b>	高崎市、相模原市、名古屋市、豊橋市、寝屋川市、香川県、熊本市	文化財保存活用地域計画の策定に係る記載事項の簡素化	—

## 5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
267	神戸市 <b>重点61</b>	相模原市、浜松市、堺市、枚方市、岡山県	所有者不明土地等対策計画の他の計画との一体的策定	—
268	神戸市 <b>重点62</b>	札幌市、相模原市、豊橋市、高槻市、広島市、山陽小野田市、熊本市	市町村において学校教育情報化推進計画の策定を廃止し、加えて、計画策定を財政措置の前提条件としないこと	提案の実現を求めるものであるが、今後も計画策定を義務付けたり、財政措置の要件とならないようにすべきとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
270	神戸市 <b>重点63</b>	千葉市、川崎市、浜松市、豊橋市、京都市、高槻市、八尾市、広島市、熊本市	国庫補助事業申請等に係る個別施設計画の策定及び変更義務の廃止	—
275	愛知県 <b>重点64</b>	宮城県、茨城県、神奈川県、長野県、岡山県、山口県	都道府県健康増進計画等における計画期間の見直し	—
279	愛知県 <b>重点65</b>	札幌市、群馬県、千葉県、川崎市、浜松市、豊橋市、高槻市、徳島県、今治市、熊本市	国の交付金交付に係る施設整備計画作成の省略化	—
281	群馬県、全国知事会 <b>重点66</b>	茨城県、栃木県、神奈川県、沖縄県	DV防止法に基づく「都道府県基本計画」を「都道府県男女共同参画計画」と一体的に策定可能であることの明確化	—

## 5 計画策定等に関する見直し

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
282	全国知事会、群馬県 <b>重点67</b>	長野県、山口県、高知県	循環器病対策推進計画の廃止	—
283	全国知事会、三重県 <b>重点68</b>	栃木県、長野県、滋賀県、徳島県、福岡県	都道府県医療計画における一部の事項の策定につき、関係する計画の策定により代替可能とすること	—

## 6 重点項目以外

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
37	北広島市	室蘭市、網走市、留萌市、赤平市、深川市、伊達市、森町、宮城県、水戸市、入間市、桶川市、八王子市、相模原市、石川県、福井市、豊橋市、常滑市、城陽市、高槻市、鳥取県、出雲市、周防大島町、八幡浜市、東温市、熊本市	施工業者等が市町村等の固定資産評価補助員等から地方税法第353条に基づく質問検査を受けたときに図面等の書類を提出することは個人情報保護法に抵触しないことの明確化	提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。
73	岡山県、宮城県、中国地方知事会	長野県、鳥取県、島根県、徳島県、大分県	農山漁村振興交付金に係る調査等を都道府県を経由せずに実施すること	事業実施主体が民間事業者であっても市町村が活性化計画を作成する必要があるため、県と情報を共有するために県を経由した要望調査は一定の意義があるとの意見が寄せられているため、その点については配慮していただきたい。
87	愛媛県、広島県、徳島県、香川県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、松野町、愛南町、高知県	いわき市、さいたま市、川崎市、名古屋市、豊橋市、大阪府、小野市、福岡県、熊本市、大分県	店舗等の非住家の被害認定に係る指針等の明確化	提案の実現を求めるものであるが、市町村の負担とならないよう配慮していただきたい。
105	高知県、徳島県、香川県、愛媛県、香美市、土佐町、いの町、中土佐町、黒潮町	宮城県、群馬県、前橋市、山梨県、半田市、滋賀県、京都市、笠岡市、高松市、熊本市、大分県、別府市	特別児童扶養手当に係る事務手続のオンライン化	提案の実現を求めるものであるが、オンライン化によりかえって事務負担となるとの懸念を示した自治体もあり、その点については配慮していただきたい。
156	豊田市	高崎市、横須賀市、江南市、稲沢市、京都市、大阪府、八尾市、嘉麻市、長崎市、熊本市、北見地区消防組合	消防水利の基準における水道管の緩和要件の追加	提案の実現を求めるものであるが、見直しにあたっては地域実情に応じて対応が可能となるよう配慮していただきたい。

## 6 重点項目以外

管理番号	団体名	追加提案団体名	提案事項 (事項名)	全国市長会意見
160	兵庫県、滋賀県、京都府、大阪府、西宮市、洲本市	さいたま市、川崎市、名古屋市、沖縄県	新型コロナウイルス感染症患者の感染症法第19条の規定による入院勧告等の実施主体に関する見直し	現行制度の継続を望む自治体と現行制度にならざるを得ないと考える自治体があり、慎重に検討されたい。

各府省で自主的に見直しを行う計画

管理番号	計画等の名称	計画の根拠の種別	計画の根拠	条項	計画の策定主体	検討の状況	全国市長会意見
1	市町村計画	法律	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律	第5条第1項	市町村	地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針(平成26年9月12日告示)において、市町村による共同策定が可能であることを明確化することを検討するため、今後、医療介護総合確保促進会議において議論を行う。	—
2	市町村地域防災計画	法律	災害対策基本法	第42条第1項	市町村	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知の発出を検討	—
3	指定棚田地域振興活動計画	法律	棚田地域振興法	第8条第2項	市町村	7月1日に有識者会議を開催し、棚田地域振興法に係るQ&A(関係通知)等の見直し要否、見直し箇所の検討を行った。この結果を踏まえて、棚田地域振興法に係るQ&A(関係通知)において、従来おおよそ3年間から5年間の期間を設けるよう指導していた「指定棚田地域振興活動計画」の計画期間について、計画達成が見込まれるならば計画期間が3年間に満たないものも認定する解釈を明示し、地方公共団体等が抱き得る疑問を早期に解消する予定。あわせて、法律の日切れへの対処として、計画期間の終期を令和7年3月31日以前に設定する方針を明示し、地方公共団体等が抱き得る疑問を早期に解消する予定。 時限立法である棚田地域振興法は、令和7年3月31日限りで失効することが見込まれている。今回の通知は、法律の失効日以降を含んだ活動計画を策定することの有効性及び妥当性について、予め画一的な見解を示すことで、自治体が関係省庁に個別に問い合わせたり、判断を検討したりする手間や無駄を解消し、もって自治体の負担軽減に資するものである。なお、明示する時期は検討中ではあるが、年内を目途としている。	—
4	国際戦略総合特別区域計画	法律	総合特別区域法	第12条第1項	都道府県 市町村	総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)第一一において、「総合特区は、地域が目指す政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特区として指定し、その考え方については法第9条に基づく国際競争力強化方針、地域活性化総合特区については法第32条に基づく地域活性化方針(以下「総合特区推進方針」という。)としてそれぞれ定めた上で、(中略)国と地域の協働プロジェクトとして進め、具体化した規制の特例措置等については、法第12条に基づく国際戦略総合特別区域計画又は法第35条に基づく地域活性化総合特別区域計画(以下「総合特区計画」という。)として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施することを旨としている。」とされているほか、同項において、「このことにより、総合特区制度は次の二つの機能を発揮することが期待される。 ア) (略) イ) 関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的な展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする。」とあることから、総合特区制度においては既に地方公共団体の自主性・自立性が担保されていると考えられているが、今後必要に応じて「総合特別区域計画に係る認定申請の手引き」の改定を実施していくものとする。	—
5	地域活性化総合特別区域計画	法律	総合特別区域法	第35条第1項	都道府県 市町村	総合特別区域基本方針(平成23年8月15日閣議決定)第一一において、「総合特区は、地域が目指す政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特区として指定し、その考え方については法第9条に基づく国際競争力強化方針、地域活性化総合特区については法第32条に基づく地域活性化方針(以下「総合特区推進方針」という。)としてそれぞれ定めた上で、(中略)国と地域の協働プロジェクトとして進め、具体化した規制の特例措置等については、法第12条に基づく国際戦略総合特別区域計画又は法第35条に基づく地域活性化総合特別区域計画(以下「総合特区計画」という。)として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施することを旨としている。」とされているほか、同項において、「このことにより、総合特区制度は次の二つの機能を発揮することが期待される。 ア) (略) イ) 関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的な展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする。」とあることから、総合特区制度においては既に地方公共団体の自主性・自立性が担保されていると考えられているが、今後必要に応じて「総合特別区域計画に係る認定申請の手引き」の改定を実施していくものとする。	—



各府省で自主的に見直しを行う計画

管理番号	計画等の名称	計画の根拠の種別	計画の根拠	条項	計画の策定主体	検討の状況	全国市長会意見
6	定時制教育及び通信教育の運営に関する総合計画運営に関する総合計画、定時制教育及び通信教育に従事する教員の現職教育の計画	法律	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法	第3条第2項	都道府県 市町村	令和4年度中に既存計画との統合が可能であることを事務連絡等で周知する。	—
7	地方再犯防止推進計画	法律	再犯の防止等の推進に関する法律	第8条第1項	都道府県 市町村	複数の市町村による共同策定が可能である旨を地方公共団体に周知するため、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」の次回改定時に上記事項を明記予定。	—
8	津波が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所、避難の経路その他住民の迅速かつ円滑な避難を確保するために必要な事項に関する計画	法律	津波対策の推進に関する法律	第9条第2項	都道府県 市町村	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知の発出を検討。	—
9	都道府県棚田地域振興計画	法律	棚田地域振興法	第6条第1項	都道府県	7月1日に有識者会議を開催し、棚田地域振興法に係るQ&A(関係通知)等の見直し要否、見直し箇所を検討した。この結果を踏まえつつ、引き続き都道府県棚田地域振興計画の策定は任意である旨を地方公共団体向け説明会等で周知する予定。また、引き続き地方からの意見を聞き、必要に応じ関係通知の見直しを行う。	—
10	地震防災緊急事業五箇年計画	法律	地震防災対策特別措置法	第2条第1項	都道府県	計画策定の簡略化(他計画との一体策定や手続きの簡素化等)が可能かどうか検討。	—
11	基本計画	法律	中心市街地の活性化に関する法律	第9条第1項	市町村	基本計画については、第9条第1項において「できる規定」により市町村の自主性に委ねているものであり、義務等を課す制度ではない。基本計画については、統合が可能な既存の計画等は存在せず、また、通知・マニュアル等において必要以上の手続きを課すものではない。なお、中活計画策定に関するマニュアルについては毎年度見直しを行っており、これまでも様式変更など、必要に応じて自治体の負担軽減を図ってきたもの。引き続き、マニュアルの内容について適宜見直しを図っていく。	—
12	津波避難対策緊急事業計画	法律	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	第12条第1項	市町村	複数の市町村で共同策定が可能な計画である旨明確化する通知の発出を検討	—
13	構造改革特別区域計画	法律	構造改革特別区域法	第4条第1項	都道府県 市町村	外部有識者を構成員とする評価・調査委員会(令和4年5月開催)において、地方公共団体における事務負担の軽減の観点から、区域計画の変更認定の申請手続の簡素化に関する意見があったことから、今年度中を目途に関係府省庁と協議し、簡素化可能な変更内容について検討を行う。また、認定申請書類に記載する内容の簡素化により地方公共団体の事務負担軽減を図るため、令和4年度内に認定申請マニュアルの見直しについて検討を行う。	—
14	整備計画	法律	都市再生特別措置法	第19条の2第1項	都市再生緊急整備地域協議会(国、都道府県・市町村、民間事業者等)	計画の策定主体及び検討主体は現在、協議会の下に設置される「部会(自治体は部長級、民間事業者等は役員級が参画)」となっている。そのうち検討主体を、部会の更に下に設置する「検討会(自治体は課長級以下、民間事業者等は部長級以下の実務者が参画)」に移管する等の負担軽減策を逡巡し、地方公共団体の負担軽減及び計画策定の迅速化を図る。	—

各府省で自主的に見直しを行う計画

管理番号	計画等の名称	計画の根拠の種類	計画の根拠	条項	計画の策定主体	検討の状況	全国市長会意見
15	都市再生駐車施設配置計画	法律	都市再生特別措置法	第19条の13第1項	都市再生緊急整備地域協議会(国、都道府県・市町村、民間事業者等)	計画の策定主体及び検討主体は現在、協議会の下に設置される「部会(自治体は部長級、民間事業者等は役員級が参画)」となっている。そのうち検討主体を、部会の更の下に設置する「検討会(自治体は課長級以下、民間事業者等は部長級以下の実務者が参画)」に移管する等の負担軽減策を逡巡し、地方公共団体の負担軽減及び計画策定の迅速化を図る。	—
16	都市再生安全確保計画	法律	都市再生特別措置法	第19条の15第1項	都市再生緊急整備地域協議会(国、都道府県・市町村、民間事業者等)	計画の策定主体及び検討主体は現在、協議会の下に設置される「部会(自治体は部長級、民間事業者等は役員級が参画)」となっている。そのうち検討主体を、部会の更の下に設置する「検討会(自治体は課長級以下、民間事業者等は部長級以下の実務者が参画)」に移管する等の負担軽減策を逡巡し、地方公共団体の負担軽減及び計画策定の迅速化を図る。	—
17	実施方針	法律	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	第5条第1項	都道府県市町村	都道府県・市町村を含む公共施設等の管理者等は、PFIの手法を用いて事業を行うおとすときには実施方針を定めることになるが、PFI事業の実施は公共施設等の管理者等の判断に委ねられており、実施を強制しているものではない。実施方針は、PFI事業の選定及び民間事業者の選定における公平性の担保、PFI事業のプロセスの透明性の確保の観点から、民間事業者がPFI事業への参入を検討する上で必要な事項を定めるもので、策定時の国への協議や届出等は不要としている。内閣府においては、公共施設等の管理者等が実施方針の策定を円滑に進められるよう、ガイドラインを策定している。ガイドラインは国がPFI事業を実施する上での実務上の指針であるが、地方公共団体が実施するPFI事業においては参考となるものと位置付けているにすぎず、ガイドライン上にもその旨を明記しているが、今後も様々な機会に改めてその旨を周知する。また、今後新たにガイドラインやマニュアル等を策定する場合にも、同様の趣旨を徹底していく。	—
18	定員管理・給与適正化計画	法律	地方財政法	第33条の8第2項	都道府県市町村	令和4年9月までに、自治体の負担軽減を図るため、計画の記載内容を一部削除するなど、様式の簡素化を検討する。	—
19	地域国際交流推進大綱	政省令・通知・マニュアル等	地域国際交流推進大綱の策定に関する指針について(平成元年2月14日付通知)		都道府県政令指定都市	地域国際化協会を「地域国際交流推進大綱」に位置づけることを不要とする方向で、令和4年中に見直す予定。	—
20	地域経済循環創造事業実施計画書	政省令・通知・マニュアル等	令和4年4月1日付総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡「ローカル10,000プロジェクトの推進に係る事業の募集について」		都道府県市区町村	地方公共団体の負担軽減を図るため、令和5年度様式から実施計画書の簡素化(項目の統合等)を行う方向で見直す予定。	—
21	分散型エネルギーインフラプロジェクト(マスタープラン策定事業)事業計画書	政省令・通知・マニュアル等	令和4年4月13日付総務省地域力創造グループ地域政策課事務連絡「分散型エネルギーインフラプロジェクト(マスタープラン策定事業)に係る事業の募集について(第一次、第二次募集)」		都道府県市区町村	地方公共団体の負担軽減を図るため、令和5年度様式から実施計画書の簡素化(項目の統合等)を行う方向で見直す予定。	—

各府省で自主的に見直しを行う計画

管理番号	計画等の名称	計画の根拠の種別	計画の根拠	条項	計画の策定主体	検討の状況	全国市長会意見
22	経営改善計画	政省令・通知・マニュアル等	公営競技における経営改善の取組に要する経費の財政措置について(平成24年9月7日事務連絡)		4 都道府県市区町村	現在、計画策定年度の2年前の決算の記載を求めているが、1年前までの記載を求める方向で検討中。見直し時期に関しては、地方債起債協議に係る計画であることから、次回協議(2次協議(11月))までに見直しを予定。	—
23	旧公害防止対策事業計画	政省令・通知・マニュアル等	「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効後の財政措置について(通知)。(令和3年4月1日総財調第6号、総財準第125号、2農振第3721号、2水港第2935号、国水環第154号、国水下手第74号、国港計第49号、環政計発第2103299号)		都道府県市区町村	自治体の負担軽減を図るため、計画の記載内容を一部削除するなど、様式の簡素化を検討する。	—